

## 実 績 評 価 書

平成 1 4 年 9 月

政策体系	番 号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ること
		被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること
担当部局・課	主管課	労働基準局労災補償部労災管理課
	関係課	労働基準局労災補償部補償課

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	義肢等補装具の適正な支給を行うこと				
( 実績目標を達成するための手段の概要 )					
業務上の事由又は通勤により傷病を被り、四肢の亡失又は機能障害等の残った被災労働者に対し、職場生活に順応し、円滑に社会復帰することを促進するため、義肢その他の補装具を支給すること。					
( 評価指標 )	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
義肢等補装具の支給件数	9,584	9,463	8,753	8,393	集計中
( 備 考 )					
データ出所：労働者災害補償保険事業年報					
実績目標 2	アフターケアの適正な実施を図ること				
( 実績目標を達成するための手段の概要 )					
業務又は通勤により脊髄損傷、振動障害等の傷病に罹患した被災者のうち、傷病が治癒した者に対し、労働能力を維持回復し、円滑に社会復帰することを促進するため、アフターケアとして予防その他保健上の措置を講じている。					
( 評価指標 )	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
アフターケアの実施件数	164,132	199,957	218,903	268,544	集計中
( 備 考 )					
データ出所：労働者災害補償保険事業年報					

## 2. 評 価

## (1) 実績目標の達成状況の評価

実績目標 1	義肢等補装具の適正な支給を行うこと
有効性	<p>平成12年度においては、義肢等補装具の支給件数8,393件、アフターケアの実施件数268,544件であった。</p> <p>被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、支給が必要と認められる者に対し、義肢等補装具の適正な支給が行われた。</p>
実績目標 2	アフターケアの適正な実施を図ること
有効性	<p>被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、アフターケアが必要と認められる者に対し適正な支給が行われた。</p>

## (2) 施策目標の達成状況と総合的な評価

現状分析	<p>労働災害が毎年発生する状況の下、被災された労働者及びその遺族の方に対し、義肢等補装具の適正な支給、アフターケアの適正な実施により、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図っている。</p>
施策手段の適正性の評価	<p>被災労働者の円滑な社会復帰の促進を目的として、義肢等補装具の支給、アフターケアを行っており、これらは目的の達成のための有効な手段として機能しているところである。</p>
総合的な評価	<p>現在、目標はおおむね達成しているものと考えている。</p>

## 3. 政策への反映方針

<p>施策手段の適切な実施により目標は達成されており、引き続き義肢等補装具の支給、アフターケアの適正な実施に努め、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図ることとする。</p>
--

## 4. 特記事項

<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし</p> <p>各種政府決定との関係及び遵守状況</p>
---

(「地方分権推進計画」「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」「第10次定員削減計画」「行政改革大綱」等)

なし

総務省による行政評価・監視等の状況

なし

国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

なし

会計検査院による指摘

なし